

第九十二回帝國議會 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件) 委員會議錄(速記)第四回

付託議案(審議終了のものを除く)
日本銀行法の一部を改正する等の法律案(政府提出)(第二二號)
金融機關債券發行特例法案(政府提出)(第二二號)

昭和二十二年三月十八日(火曜日)午前十一時二十七分開議
出席委員
委員長 大谷 登瀛君
理事 原 信君
左藤 義詮君 杉田 馨子君
若林 義孝君 稻本 早苗君
白井 秀吉君 最上 英子君
川島 金次君 澤田 ひさ君
増井 慶太郎君 丸山 修一郎君
三月十七日委員大石倫治君辭任につきその補闕として原信君を議長において選定した。

三月十八日理事大石倫治君の補闕として原信君が理事に當選した。
出席政府委員
大藏政務次官 北村徳太郎君
大藏事務官 河野 通一君

本日(政府提出)
金融機關債券發行特例法案(政府提出)

○大谷委員長 これより會議を開きます。この際お諮りいたすことがございます。理事大石倫治君が委員を辭任されました。つきましてはその補欠選挙を行いますが、これは先例によりまして、委員長において指名するに御異

議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大谷委員長 御異議なければ直ちに指名いたします。原信君を理事にお願いいたします。

去る十七日日本銀行法の一部を改正する等の法律案及び金融機關債券發行特例法案の審議を本委員會に付託せられました。これより兩案を一括議題として審議を進めます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大谷委員長 それではまず政府委員より兩案について説明を求めます。

○北村政府委員 本委員會に付託と相なりました日本銀行法の一部を改正する等の法律案外一件につきまして、提案の理由を御説明いたします。まず初めに日本銀行法の一部を改正する等の法律案につきまして御説明申し上げます。

最近の通貨増發の状況に鑑みまして、これを抑制いたしますために、政府といたしましては放出された通貨吸収のために、目下自主的運動として展開せられております貯蓄増強運動に多大の期待をかけておりますが、財政資金及び産業資金の放出面におきまして、それ〴〵處置をとつておるのでございいます。すなわち財政につきましても、その健全化、収支の均衡をはかり、又事業資金につきましても金融機關における日本銀行よりの借入金依存の傾向を廢し、緊要産業に對しまして重點的に融資するため、金融機關資

金融通準則を定め、本年三月一日から實施いたしております。かように通貨の過度の膨脹を抑止するため、財政金融政策をこれに、即應させますとともに、他面通貨發行自體につきましても、その規制をはかる必要があるのでございまして、これがため、政府におきましては、今般通貨發行審議會を設け、日本銀行券の發行限度等は、その審議會の議決に基いてこれを定めることとしたほか、發行制度につきましても若干の改正を加えることとしたのでございいます。

なお、日本銀行の根本的改革につきましては、目下金融制度調査會において調査審議中でありまして、その答申を得ました後、日本銀行法に根本的な改正を加えることにならうかと存じますが、日本銀行の剰餘金の配當に關する規定、日本銀行の正副總裁の任命及び解任に關する規定等については、それ〴〵特殊の事情によりまして、とりあえずその根本的改革に至るまでの措置として所要の改正を加えることとしたのであります。

以上申し述べました理由によりまして、日本銀行法の一部を改正する等の法律案を提案いたした次第でございます。以下本法案についてその内容のおもな點を説明申し上げます。

まず第一に、通貨發行審議會を設けまして、所要の事項についてはその議決に基いてこれを定めることとしたし、また、これに關連いたしまして日本銀行券の發行制度に必要な改正を加

えることとしたのであります。その一は、主務大臣が銀行券の發行限度を定めるに當つては、通貨發行審議會の議決に基くこととし、またその事務の重要性に鑑みまして、特に閣議を経ることとした點であります。その二は限外發行につきましては、從來すべて主務大臣の認可を要することとなつておりましたのを、十五日を超える場合に認可を要することとし、また三十日を超える場合には主務大臣が認可をするに際しては通貨發行審議會の議決に基くこととした點であります。その三は、限外發行が十五日を超える場合に發行税を課することとし、その最低割合は通貨發行審議會の議を経て主務大臣が定めることとした點であります。その四は、主務大臣が通貨發行審議會の議決に基きまして、銀行券の各種の發行保證物件についてそれ〴〵保證に充てることのできる金額の限度を定めることとした點であります。

なお通貨發行審議會に關する規程は別に勅令でこれを定めることとしたして居りますが、審議會の會長及び委員は廣く各界の代表者を任命することとし、廣く各方面の聲を聞くことによつて通貨の適正量を定め、もつてわが國經濟の健全且つ圓滑なる發展に資することとした点と存じております。

第二に剰餘金の配當の規定について改正を加えたのであります。すなわち昨年九月に施行されました「會社其の他の法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律」の趣旨に則りまして、

配當保證及び政府に對する劣後配當の規定を削除したのであります。しかしながら、當分の間毎事業年度における損失を填補するに必要な限度においては、政府の補償を實施することとした。また、特別準備金の制度を設けまして、當分の間、剰餘金のあつた場合に、配當をしなかつたことにより、または、配當の金額が一定の金額に達しなかつたことによつて、日本銀行に留保した金額は、拂込出資金額に對し五分の割合に達するまでこの準備金として積み立て、とりあえず損失の填補または主務大臣の定めるその他の目的のために使用することができるようとしたのであります。

第三に、從來日本銀行の正副總裁は勅令を経て政府がこれを命じ、また特別の事由があるときは、政府が解任することができることとなつておりましたのを、憲法の改正に伴ひまして、内閣においてこれを命じまたは解任することとしたのであります。第四に、日本銀行特別融通及損失補償法第三條の規定によつて、特別融通の期限は二十年、すなわち本年五月八日までとなつておりますが、最近經濟界の情勢にも鑑みまして、融通期限の延長を行つてできるだけ損失額を減少するため、その期限を二十五年とすることとしたのであります。

以上申し述べましたごとく、たゞいま上程せられました日本銀行法の一部を改正する等の法律案は、現下の經濟事情に鑑みまして、日本銀行券發行の

第六類第八號 昭和十四年法律第七十八號を改正する法律案(寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する件)委員會議錄 第四回 昭和二十二年三月十八日 一九

適正を期する等のため必要なものでございませう。

次に金融機關債券發行特例法案につきまして説明いたします。金融機關の再建整備の過程の進行とともに、金融機關の中には、その舊勘定の處理によつて資本金の全部または一部を失ひ、その事業を、他の金融機關に譲り渡すことになるものも生ずるわけでありまして、特別の法令によつて設立されている金融機關につきましても、かかる事例の生ずることが考えられるのであります。

右の特殊の金融機關すなわち特別銀行、金庫等を將來いかなる形のものにするかといふ根本的な問題につきましても、金融制度全般について、これをどうするか、ということにらみ合わせて、目下金融制度調査會において調査審議中でありまして、その根本的な改正はいづれ調査會の答申を得てからこれを決したいと考えているのであります。それまでの期間において現在債券を發行し、それによつて所要資金を調達することのできる特権を賦與されております特別銀行等が、新勘定の事業を第二銀行等に譲り渡す場合におきましては、その新勘定の事業を譲り受ける第二金融機關について債券發行の特権を暫定的に認める必要があるものであります。以上申し述べました理由によりまして、金融機關債券發行特例法案を提出いたした次第であります。以下本法案について、その内容のおもなる點を御説明申し上げます。

金融機關の再建整備において、新勘定の事業を譲り渡す金融機關が現在特別の法令によつて債券を發行することができるものである場合には、その新勘定の事業を譲り受ける第二金融機關の發行について特例を認められていない金融機關である場合にも、右の特別の法令に準じて債券を發行することができると致したのであります。この場合金融機關が右の規定によつて現實に債券を發行するときは主務大臣の認可を要することとし、また債券を發行するには商法の一般原則に對し特別に設ける必要がありませんので、株主總會の特別決議、發行限度及び時効等について商法の特別を認めることとし、若干の特別規定を設けたのであります。

以上申し述べましたごとく、本日上程せられました金融機關債券發行特例法案は、金融機關の再建整備において、債券の發行に關し特例を認められている金融機關の新勘定の事業を譲り受ける金融機關につき、債券の發行に關し特例を認める等のため必要なものでございまして、何とぞこれらの法案をいづれも速やかに御審議あらんことを切望いたす次第でございます。

○大谷委員長 質問の通告はございせんが、どなたか御質問はありませうか。

たゞいま御質問がないようでありますから、午前中はこの程度にいたします。午後一時より再開いたします。これにて暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時三十分開議

○大谷委員長 これより休憩前に引續き質疑を行います。稲本早苗君 ○稲本委員 まず日本銀行の一部を改正する法律案について見ますのに、

通貨發行審議會ができることになつております。そうしてこれが非常な役割と権限をもつことになつていように見受けまう。また第三十六條の二には、この通貨發行審議會に關する規定は勅令をもつてこれを定むと書いてありますが、この勅令に定めるところの組織の主要と権限についてまず伺ひたい。これは政府の機關でありますか。またこの期間等についても審議會は恒久的に設置するものでありますか。臨時的なものとして設置するのであるか。まずこの點について伺ひたいと思ひます。

○河野政府委員 お答えいたします。通貨發行審議會の組織権限等に關しましては、未だ十分纏つたところまで申上げる段階に立至つておりませんが、大體私ども現在腹案として申上りますところを申し上げます。まず第一に通貨發行審議會は内閣の所轄に屬することにいたしたいと思ひます。事務の重要性にかんがみまして、大蔵大臣の所轄に屬すること、しない、内閣の所轄に屬すること、にいたしたいと思ひます。それからその権限は今御審議をいたしてあります法律案にあがつております諸問事項の外に、通貨政策全般にわたる重要な事項、國家資金計畫の策定實施等に關しまして、内閣に建議をいたすことができることにいたしたいと考えております。審議會は會長一人、委員若干人で組織することになつております。會長はまだご未定稿であります。内閣總理大臣を會長といたしてはどうかというふうに考えております。なお委員には職務上當然

なります者といひまして、大蔵大臣、經濟安定本部總務長官、その他の關係關係及び日本銀行總裁等が職務上當然に委員となるものといひたい。

その外、學識經驗のある方々を學界、金融界、產業界はもちろん廣く各界から代表者を任命せられることにいたしたいと考えております。次にこの審議會と日本銀行と政府との關係であります。この審議會は先ほど申上げましたように、内閣の所轄に屬するわけでありまして、その性格は内閣と獨立の地位にあつて、獨自の見解の下に議決をする。従つて非常に強い力をもつことに相なるわけでありまして。また日本銀行から獨立した機關である。つまり日本銀行に屬する機關でないことはもちろんであります。なお、この機會に少し道が外れますけれども、現在できております金融制度調査會との關係を申し上げます。金融制度調査會は御承知の通り、金融制度全般に關しまして大蔵大臣が諮問いたしました事項について、諮問にこたえる機關であります。通貨發行審議會は日本銀行券の發行制度に對しまして、具體的事項を調査審議することに相なるのであります。その任務はおのずから違つたことに相なるわけでありまして。

○福本委員 大體私の質問せんとすることはこれで終りました。

○大谷委員長 最上君。

○最上委員 現在のインフレの進行の過程におきましては、單に日本銀行に關する法律の一部を、この法案に示されておりますように改正いたしましたけれども、もつと根本的な問題に手を打たなければ、だめじやないかと思ひます。

れども、この點につきまして、わかるようにお話をしたいと思ひます。

○北村政府委員 最上委員にお答え申し上げます。きわめてごもつとごもつと御質問と思ひますが、お言葉の中にインフレの進行の過程においてというお言葉がございました。要するにインフレはどうしても防止しなければなりません。そうしてそのインフレ防止の施策というものは決して一つや二つではないと思ひますが、今回の日本銀行法等の一部改正も、それ自體がまた根本的にそのインフレを防止するといふ根本に觸れた一つの對策であると信じておるのであります。申すまでもなく通貨が膨脹する、過度に膨脹いたしますと、必然的にその價值が低落してくる。従つて通貨への信頼感にさへも動搖を與えるということがないとは申されません。またそういう場合には當然これは必然的に物價騰貴を伴う。そうなりますと生産の増加、あるいは國民生活の安定というやうなものを阻害することはおびただしいのであります。政府は極力通貨の増發を抑えて、それかためにあらゆる努力を傾けておるのであります。斯様にいたしまして、通貨の信任を保持すること、ことに萬全の努力を拂つておるのであります。財政面におきましては、今度御協賛を得ました豫算であります。その豫算の編成に當りましては健全財政の方針をとりまして、極力赤字をなくするといふことに努力をいたしたのであります。また金融面におきましては、貯蓄の増強奨励等に積極的にかかちまして國民資力の蓄積をはかつておる。その蓄積の範圍において、財政

資金、生産資金を賄うということに
たしてあるのではありません。金融機関資
金融通準則というようなものを定めま
して、既に本月一日からこれを実施し
たしてあることは御承知の通りであり
ます。もちろんそういう施策を通して
財政の面あるいは金融の面から極力イ
ンフレを抑えていく。その重要な施
策の一つとして、今回通貨の増發を抑
えるというような意味から日本銀行法
の一部の改正を行おうとしておるの
であります。もちろん根本の問題は物と
金との釣合いがとれないということに
あるのではありません。従つて石炭と
か肥料とかいうような重要産業につ
きましては、いわゆる傾斜生産を行いま
して、資金についても、物についても、
勢力についても、超重點的にその方に
極力まわして、一面においては生産を
増強する。こういうふうな點から消極
の面、積極の面、財政の面、金融の面
あるいは生産の面、あらゆる面からイ
ンフレを抑えて國民生活の安定、また
生産が實際増大できるように物と金と
のアン・バランスが調和するように
と、こういうことに努力いたしてお
るわけでありまして、御質問の點はき
めてごもつともで、これだけでもち
ろんとは思つておりませんけれども、
これもまたインフレを抑えるきわ
めて主要なる施策の一つである。か
ように考えておる次第であります。

○最上委員 もう一つお伺いしたい
のでございますけれども、通貨發行の審
議會設置の理由をちよつと承りたいと
思います。

○河野政府委員 お答えいたします。
現在日本銀行券の發行限度を定めます
るのは大蔵大臣ということに相なつて

おります。しかるに今般通貨發行審議
會を設けまして、日本銀行券の發行限
度でありますとか、あるいは日本銀行
券の發行の保證に充てられ得る物件の
金額等につきまして、通貨發行審議會
の議決に基いてこれを決定してまい
るというようにいたしたゆゑは、廣く
各界の御意見、各界の知能を集約し
まして、單に一大蔵大臣だけの考
えなり意見なりによつてこれを決定
せず、廣く各界の知能をばつて御意見
を十分に伺つた上で、この發行限度と
か、今申し上げたようないろ／＼の事
項を決定してまいりたい。かような趣
旨に基いております。

○増井委員 この通貨發行の審議會と
いうものは、一體日本銀行に對して一
回どのくらいの——無制限にその審議
會で定めるものか、あるいは政府が審
議會に對して一回何億圓を許すとい
うようなことがあるのですか。

○河野政府委員 通貨發行審議會はむ
しろこの程度の通貨發行限度を定め
たらよろしいという御意見を政府に對
して議決をして言つていただくことにな
るのであります。政府から審議會の
權限として一回何億というようなこと
を申し上げるわけではありません。

○増井委員 これはちよつと違つても
しませんが、昨今の百圓紙幣が印刷
その他が非常に悪いのでありますけれ
ども、ちよつと見ましても昔の百圓札
と今日の百圓札を見ますれば、いかに
も濫發しておるということは一一般の考
えですが、今後紙幣の價值としまして
も、あるいは裁斷の方法にいたしまし
ても、凸凹になつておるし、あるいは
印刷の面におきましても非常に不鮮明
で汚いのがありますけれども、もう少

し立派な價值あるような紙幣ができる
ような方法はないものでしょうか。

○北村政府委員 お答えいたします。
が、御承知の通り何ぶんにも資材、印
刷能力等の關係で昔のような非常に立
派な紙幣ができないのであります。それ
でまあ當分の間はこの程度で御辛抱願
わなければいけません。お札の價值が
と考へるのではありません。お札の價值が
の背後にもう少し違つたものがあるこ
と、やはり氣持もお説のように大事な
ものであります。いかにも反古のよ
うに感ぜられるものには何となく心理
的に輕い氣持になつたという點もあり
ますので、事情が許す限りもう少し綺麗
な立派な紙幣を使つて、鮮明な印刷を
いたしたいと思つて、おそろく當分
は今の印刷能力、資材等の關係からや
むを得ないのじやないかと思つて
が、たゞ御説のような點は事情が許す
限りもつと取入れて、なるべく綺麗な
ものにいたしたいと思つております。

○最上委員 たゞいまお話が出ました
のですけれども、五圓札と一圓札が
近頃區別しにくいのですが、印刷を何
とかもう少し、見ましてもはつきりわ
かるような方法にしたいと思つて
ございまして、それをお願いいたした
と思つておりますけれども、いかゞでござ
いましょうか。

○北村政府委員 これは實は全國の銀
行仲間でもあつたものじや困るとい
うような意見が大分あるのでございま
す。ちよつと見たところ五圓だか一圓
だかわからないで、一圓だと思つて拂
つてみると五圓だつたり、五圓だと思
つて拂うと足りな過ぎるというよう
なことがありまして、私もまずいと思
つておるのではありませんが、これはおそ
くある機會には必ずつくりしたものに
改正せられるに違いないと信じてお
ります。なお機會がありましたら日本
銀行その他にも將來そういうような
ことは注意したいと考えており
ます。

○増井委員 補助貨のことですが、五
十錢の紙幣は將來も流通させるおつも
りですか。今のインフレの状態からい
うと、私も五十錢の紙幣は市中で買
つても五十錢では買えないというくら
いに考へますけれども、もう今からは
五十錢とか十錢とかいうような小さい
紙幣はほとんど流通價值もなければ、
十錢ぐらいの紙幣はそこらに棄ててあ
つても拾う人もないという状態になつ
ておりますけれども、今後あつてい
うものはやはりおつくりになるので
すか。

○北村政府委員 やはりこれはものの
計算の物指しでございまして、勘定
した上で端數の出ることもございま
すし、電車には五十錢で乗れるし、郵便
切手も買えるというふうなわけで、も
ちろんどういふ種類の金をどういふ
うに出すかということは實情に即して
考へなければならぬことはもちろんで
ありますけれども、今急に五十錢が姿
をなくするということにはなら
ぬと思つております。

○増井委員 この金融機關の再建復
興、これはこゝで言つて新銀行へ發行
權を渡すということになつております
けれども、舊發行したものゝ責任と
か、そういうものは舊銀行に屬するも
のですか。

○河野政府委員 この法律の附則の第
二項をごらん願いますと、「舊金融機
關が特別の法令によつて發行した債券
で、その債務が金融機關再建整備法に
基き新金融機關に移されたものは、こ
れを新金融機關が第一條の規定により
發行した債券とみなす。こういう規定
があります。この裏で、この規定は舊
金融機關の發行いたしました債券、新
勘定に屬するものと舊勘定に屬するも
のがあります。この新勘定に屬するも
のがそのまゝ第二金融機關へ移るわけ
です。第二金融機關に移りましたらそ
の金融債券は、第二金融機關が發行
いたしました債券と同じように取扱う。
こういうことになります。その裏から
當然に出てくる問題であります。舊
金融機關の舊勘定にそのまゝ残る金融
債券というものがあつた。この金融
債券は新金融機關に移りませんので、
そのまゝ舊金融機關の整備の過程にお
いて適當に處置せられることに相なり
ます。新勘定に屬するものと舊勘定に
屬するものとによつて、取扱ひが異な
る。こういうことに相なります。

○大谷委員 御質疑はありませ
んか——他に御質疑の通告もござい
まので、本日はこれにて散會いたしま
す。本法案の討論採決は次會にいたし
たいと思つて存じます。次會は明日午後十
時より開會いたしたいと思つて存じ
ますが、追つて公報をもつて御通知申し上
げます。

昭和二十二年五月九日印刷

昭和二十二年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局